

鳥羽市行政常任委員会会議録

令和3年6月18日

○出席委員

委員長 浜口 一 利
委員 南川 則 之
委員 片岡 直 博
委員 河村 孝
委員 中世古 泉
委員 坂倉 広 子
委員 世古 安 秀

議長 木下 順 一

副委員長 瀬崎 伸 一
委員 濱口 正 久
委員 奥村 敦
委員 山本 哲 也
委員 戸上 健
委員 坂倉 紀 男

○欠席委員（なし）

○出席説明者

- ・中村総務課長、中村補佐
- ・勢力市民課長、片岡補佐、中村補佐
- ・上村環境課長、山口補佐

○職務のために出席した事務局職員

議事総務係 岡村 なぎさ
書 記

(午前10時00分 再開)

○浜口一利委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから行政常任委員会を開会いたします。

議事に入る前に、行政常任委員会が設置されてから最初の委員会となりますので、正副委員長より一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

それでは、私のほうから。

このたび鳥羽市議会議会改革の中で、二つの委員会が一つになってということで行政常任委員会が設置されました。皆様方のご推挙をいただいて、委員長として推挙されました。本当にありがとうございます。と同時に、責任の重さを痛感しております。

私はいつも言うんですけども、地域の中で活動をした、またその生の声を市政へというのが市議会議員の仕事というような、そのような思いで活動しております。その役割を果たすのはこの委員会、そのように思っております。全てに万能ではないという失礼かとは思いますが、自分の得意分野での意見とまた活動のほうをお願いして、委員会を盛り上げていただければと思っております。

そのようなことで頑張っていきたいと思っておりますので、どうか副委員長共々よろしく願いをいたします。

副委員長、続いて。

○瀬崎伸一副委員長 皆さん、おはようございます。

このたび行政常任委員会副委員長を仰せつかりました瀬崎伸一でございます。

いわゆる行政における所管事務ということで、二つに分かれていた行政の中の事務を一括して審議する新しい取組の第一歩目に、私、副委員長という大役を仰せつかりましたことを本当に身に余る光栄と存じ上げます。

先ほど委員長もおっしゃっていただきました新しい取組でございます。ですので、皆さん議員各位の議案審査の精度が少しでも上げられるように、精いっぱい委員長を補佐してまいる所存でございます。

これよりは皆様どうぞよろしく願いいたします。

○浜口一利委員長 2人で務めさせていただきますので、どうかよろしく願いをいたします。

それでは、議事に入ります。

それでは、本会議において当委員会に付託されました案件は、議案第6号、鳥羽市個人情報保護条例の一部改正について、議案第7号、鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、議案第8号、鳥羽市手数料徴収条例の一部改正について、議案第9号、鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、議案第10号、民有建物の被害に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて、請願第1号、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための自粛要請による観光事業者の売り上げ減少に対する経済的救済を求める請願書についての議案5件と請願1件であります。

これより付託議案の審査に入ります。

議案第6号、鳥羽市個人情報保護条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

総務課長。

○中村総務課長 おはようございます。総務課長、中村です。よろしく願いいたします。

議案第6号について説明をさせていただきます。

議案書は1ページ、新旧対照表も1ページをご覧ください。

議案第6号、鳥羽市個人情報保護条例の一部改正について。

鳥羽市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由としまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う引用条項のずれ等を整理したく、本提案とするものでございます。

2ページをお願いします。

鳥羽市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第21条第6項中「総務大臣」を「内閣総理大臣に」、「第19条第7号」を「第19条第8号」に改める。

国のデジタル庁が創設されるということで、監督官庁が総務大臣から内閣総理大臣になるという改正でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○浜口一利委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第6号についてご質疑はございませんか。この件について、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、ないようですので、次に、議案第7号、鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

総務課長。

○中村総務課長 議案第7号、3ページでございます。新旧対照表は2ページ、3ページを併せてご覧ください。

議案第7号、鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について。

鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由は、先ほどの第6号と同様でございます。

次のページをご覧ください。4ページでございます。

鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第9号」を「第19条第11号」に改める。

別表第1中「鳥羽市福祉医療費助成に関する条例」の次に「(平成13年条例第5号)」を加える。

別表第2中「(平成13年条例第5号)」を削る。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○浜口一利委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第7号についてご質疑はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 この一部改正によってマイナンバーの利用範囲の拡大等が決まりました。具体的にどのような点が改正になったのでしょうか。

○浜口一利委員長 総務課長。

○中村総務課長 今回の改正によって、転出時等において、従業者本人の同意を得て使用者が他の使用者に対し

当該従業者の個人番号を含む特定個人情報の提供を可能とする、こういうふうなものが追加されて、ずれてきておるんですけども、監督官庁が変わるといふところと今説明しましたところが追加される、こういうことがメインでございます。

以上でございます。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 この改正によって、預貯金口座へのマイナンバーの付番を社会保障制度、生活保護なんかそうなんですけれども、資力調査や税務調査でマイナンバーが付された預金情報を公的に利用できるという点も改正の中身に含まれておりますでしょうか。

○浜口一利委員長 総務課長。

○中村総務課長 今回のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による、番号利用法と言われておりますけれども、これの改正に伴う市条例の一部改正ということで、市条例の中ではそういった部分の改正は含まれておりません。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 今回の法律の一部改正は、先ほど課長紹介したように、個人情報保護法と番号利用法とこの二つの柱から成っております。議案の第6号は、個人情報保護法に関する市条例の当該部分の改正というふうになります。この議案第7号は、番号利用法における市条例に関わる改正議案ということになっております。

そもそも今回の改正は、先ほど僕が紹介しましたように三つの、預貯金口座へのマイナンバーの付番、それから医療分野における利用範囲の拡充、3、地方公共団体の要望を踏まえた利用範囲の拡充等と、これは関係官庁が内閣府ですけれども、今回の法律の一部改正はどういう中身かということをごホームページでアップしております。その概略を僕はこれプリントして持ってきたんですけども。

そこで今回、先ほど冒頭触れましたように、個人が預貯金を持っていると。いろんな口座を、僕も二つ三つ持っていますけれども、それをもう分からないもんで、個人番号によって一括してもう国のほうは管理できるということにした法律、この改正なんです。ですから、生活保護が預貯金を持っているかどうかということ調べる場合に、この個人番号に即して調べればもう一発で分かるということで、個人情報の資金の運用とか管理とか、それをもう丸裸にしてしまう、そういう法律の一部改正で、僕らは反対しました。

それに関わってこの、鳥羽の総務課は何ら責任はないです。責任はない。国の法律に従って改正しなきゃならないという点を改正する議案なんです。そういうもので彼らには責任はないんですけども、しかし、元々の法律がこういう誤った法律なもので、これ問題があるというのが僕の見解です。これだけ言っておきます。

以上です。

○浜口一利委員長 この件について関連ございませんか。よろしいか。よろしいですか。他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、ないようですので、次に、議案第8号、鳥羽市手数料徴収条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

市民課長。

○勢力市民課長 改めまして、おはようございます。よろしく申し上げます。

それでは、議案書のほうは5ページ、新旧対照のほうは4ページを併せてご覧いただければ幸いです。

議案第8号、鳥羽市手数料徴収条例の一部改正についてご説明させていただきます。

提案理由につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、個人番号カードの再交付手数料に係る規定を整理したく、本提案とするものでございます。

次ページと新旧対照のほうをご覧ください。

改正の内容としましては、令和3年5月19日に公布されましたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第55条により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、個人番号カードの発行主体が地方公共団体情報システム機構であることが明確化されるとともに、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードの発行に関し手数料を徴収することができ、その徴収事務を住所地である市長に委託することができることが新たに規定されました。そのため、手数料条例に定めております個人番号の再交付手数料800円を徴収していた市においては、これらの規定が施行される令和3年9月1日からは従来どおり再交付手数料を徴収するものの、地方公共団体情報システム機構からの受託による徴収へ位置づけが変わることにより、手数料の規定を削る改正が必要となったことから、鳥羽市手数料徴収条例における個人番号の再交付に係る手数料について、今回ここに上げております第2条の第1項第5号を削るものでございます。削ることによりまして、以下の第6号から第13号までについて1号ずつ繰り上げさせていただいております。

施行期日は、先ほども一部述べさせていただきましたが、令和3年9月1日から施行するものでございます。以上です。

○浜口一利委員長 担当課長の説明は終わりました。

ご質疑はございませんか。

坂倉委員。

○坂倉広子委員 おはようございます。

先ほど市民課長のほうからご説明いただきました。この旧のほうに1件につき800円ということが、こちらのほうにはもう記載されないという、載らないということになったということなんですけれども、その少し、もう少し800円の根拠というか、最初のときのなっていたときの内容を教えていただきたいと思います。

○浜口一利委員長 市民課長。

○勢力市民課長 運用というか作業内容という形でよろしいですか。

手数料条例ということで、再交付の持っていた方が紛失等でなくされた場合、再交付を申請された場合、うちのほうで再交付させていただいておるんですが、その手数料として800円を頂いております。その800円については、鳥羽市の歳入、手数料のほうに上がってきておりましたが、その後、先ほど地方公共団体情報システム機構、J-LISというふうな呼称で呼ばせていただいておりますが、そちらのほうに再度800円を返還というか事務料としてお支払いしております。それが今後9月1日からは、一旦うちのほうで徴収はさせていただきますが、歳入として上げずに、歳計外という形なんです、プールして、そのお金をそのままJ-LISという形ですので、今までと全然形態自体は変わらない。あと、うちはその800円に対して補助申請等もありましたが、そういうものがなくなりますので、事務の軽減にはなりますが、そのほかにつ

いては今までと全然変わらない状況になります。

以上です。

○浜口一利委員長 よろしいですか。

○坂倉広子委員 はい。分かりました。

○浜口一利委員長 何も変わらないそうです。

○坂倉広子委員 はい。

○浜口一利委員長 他にございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、ないようですので、次に、議案第9号、鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

市民課長。

○勢力市民課長 引き続きよろしくお願ひいたします。

議案書のほうは7ページ、新旧対照のほうは5ページをお願いします。

議案第9号、鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正についてご説明させていただきます。

提案理由につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に関する特例の適用期間を再度延長したく、本提案とするものでございます。

傷病手当金の支給に関する特例については、本年の3月議会におきまして、国の財政支援の適用期間の延長に伴い、傷病手当金の支給期間を令和3年6月30日までとしてご承認をいただいております。このたび再度、国の財政支援の適用期間について令和3年9月30日まで延長されることとなりましたので、傷病手当金の支給の対象とするため、再度延長させていただくものでございます。

内容のほうについては議案書の8ページ、新旧対照はそのまま5ページを見ていただき、お願いします。

附則中、令和3年6月30日、これが適用期間の終期となっているところを、令和3年9月30日まで期間を3か月延長するものでございます。

附則について、この条例を公布の日から施行させていただきたいと思ひます。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○浜口一利委員長 議案第9号についてご質疑はございませんか。3か月の延長。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、ないようですので、次に、議案第10号、民有建物の被害に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて、担当課長の説明を求めます。

環境課長。

○上村環境課長 改めまして、おはようございます。環境課、上村です。よろしくお願ひいたします。

議案書の9ページをお願いします。

議案第10号、民有建物の被害に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについてご説明申し上げます。

令和2年10月10日、台風14号により鳥羽二丁目の墓地用地的り面が崩落し、隣接するお寺の本堂に被害を与えたことから、市はその損害に対し和解し、賠償するものです。

損害賠償額は413万9,080円、相手方は、鳥羽二丁目4番4号、宗教法人妙性寺、代表役員安部和清であります。

提案理由としまして、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、土砂災害による被害について和解し、損害賠償の額を定めたく、本提案とするものでございます。

経過について少し説明させていただきます。

10月10日に発災し、市はその応急復旧工事及び被災場所の測量設計業務を行ってまいりました。また、お寺側においては、損害額の確定のため見積書の徴収及び加入保険の損害査定が必要であったことから、応急復旧工事が完了してからの手続となっております。2月にはお寺側と協議を行っており、お寺の修繕が完了してからのということで話がまとまっていたものでございます。今回、修繕工事の完了が見込みが立ったと。現在もう完了しております。お寺側から働きかけがございまして、議案及び補正予算の提出となったものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○浜口一利委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第10号についてご質疑はございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、ないようですので、続いて請願の審査に入りますので、説明員の皆様は退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

(「休憩しないです。このまま退席していただいて」の声あり)

○浜口一利委員長 入れ替わり次第、始めます。

それでは、請願第1号、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための自粛要請による観光事業者の売り上げ減少に対する経済的救済を求める請願書について審査を行います。

これについては、既に本会議で紹介議員から朗読していただいておりますので、朗読は省略させていただきます。

請願第1号についてご意見はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 中身については、僕はもう100%全面的に賛成なんです。賛成なんですけれども、これ緊急上程ということでした。今まで僕10年間議員していますけれども、これは初めてのことです。僕らも紹介議員になりますけれども、議運の前まで、1週間でしたか、何日か前までにこれは提出しないと審議されないということになっておりました。そういう言わばセオリーを、今回は緊急事態だという。緊急事態はもう僕もよく分かるんです。分かるけれども、こういう提出になったということで議運で認められたというふうに思うんですけれども、議長が認めて緊急の場合はこういう請願の提出方法も可だということを、我々紹介議員になりますので共通認識にしておく必要があると思います。

○浜口一利委員長 その件に入ると、当然そのとおりかと。

○戸上 健委員 意見です。

○浜口一利委員長 何か討論になっているような感じなんですけれども、請願については異議はないということで、請願の内容については賛成ということなので、その出し方について、このような緊急のが可で、これからもこれを例にしてあるというのを認識してほしいということですか。

○戸上 健委員 そういうことなんですけれども、本来、請願というのは憲法の請願権で何人も自由に出せるということになっております。しかし、鳥羽市の場合は、鳥羽市の議会のたしか申合せ事項で、議運の何日か前という期間制限が定められているというか了解事項になっておりました。僕らもそういうことで今までやってきました。今回はそれをなくしたわけといたしますか、議長の才覚でオーケーだと、いつでも出せますよと、緊急事態の場合ですよ、出せますよということになったと。今後もそういう客観情勢の変化があれば、議員として紹介議員になって自由に提出できますという共通認識にしておいていただきたいということなんです。

○浜口一利委員長 それについては異議もないということですね。それについての緊急事態の場合は、それも可であってほしいということですね。

○戸上 健委員 はい。

○浜口一利委員長 これについては、経緯の説明はよろしいですか、議長。
議長。

○木下順一議長 今、戸上さんが言われたように、今回、緊急と判断させていただきましたので、言われるように、議運の何日か前には提出ということになっておりましたけれども、これではこれの意味がなさないと判断させていただいたので、私は緊急上程をするようにとさせていただきますので、今後もこういうのを判断した中で、この例に倣って緊急性があると判断した場合には、今後もこういうやり方を私の議長の間はさせていただきますと思っています。

○浜口一利委員長 議長、ありがとうございました。
そのような経緯でということなので。

○戸上 健委員 はい、了解です。

○浜口一利委員長 ご了承ください。
他にございませんか。よろしいですか。
(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、以上で付託された全ての議案について説明を受けました。
続いて、採決に移る前に、委員の皆さんで討議したい案件はございませんか。
(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 よろしいですか。
それでは、説明員入室のため暫時休憩いたします。

(午前10時30分 休憩)

(午前10時32分 再開)

○浜口一利委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。
これより各議案を議案番号順に採決します。

お諮りします。

議案第6号、鳥羽市個人情報保護条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立多数であります。

よって、議案第6号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第7号、鳥羽市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立多数であります。

よって、議案第7号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第8号、鳥羽市手数料徴収条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立多数であります。

よって、議案第8号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第9号、鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第9号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第10号、民有建物の被害に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第10号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、請願第1号、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための自粛要請による観光事業者の売り上げ減少に対する経済的救済を求める請願書について、採択することに賛成の諸君は起立をお願いします。

(起立全員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、請願第1号につきましては、採択とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

以上で本委員会を終わりたいと思いますが、当委員会における委員長報告につきましては、ご一任をお願いします。

これもちまして行政常任委員会を散会をいたします。

(午前10時35分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和3年6月18日

行政常任委員長 浜 口 一 利